

春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務
公募型プロポーザル方式による受託候補者評価基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により、春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務の特定受託候補者を決定するため、参加事業者から提出された技術提案書及び事業に関する事項等の内容を、可能な限り客観的に評価するための基準として示す。

1 提案内容

審査項目・内容及び配点は、図－１、図－２のとおり。

図－１ 技術審査項目・配点表

審査項目（大項目別）	配点		備考
◆包括的民間委託に関する提案	145	21.6%	事業計画について
◆運転管理業務に関する提案	200	29.9%	運転管理業務について
◆保守点検業務に関する提案	120	17.9%	保守管理業務について
◆その他事項	80	12.0%	
◆技術提案全般に関する評価	25	3.7%	
◆見積金額	100	14.9%	
合 計	670	100%	

図－２ 技術審査項目・内容及び配点（詳細）

審査項目	審査内容	配点
◆包括的民間委託に関する提案		145
○包括的民間委託に対する基本理念	①事業者が包括的民間委託（性能発注）に対してどのような考え方をもっているのか ②どのような維持管理を行っていくのか 基本的事項	30

○業務遂行計画	①業務を遂行するにあたっての基本方針 ②各業務を実施するための基本的な考え方	40
○業務遂行能力	①資本金、従業員数、受託実績等の経営規模 ②下水道法施行令第 15 条の 3 の有資格者数及び業務上必要な資格者数 ③経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行える経営基盤があるか。	20
○環境影響及び環境負荷低減対策の方針	①下水処理水が公共用水域に与える影響及び環境負荷の低減方法 ②下水処理水が放流先又は農業用水へ与える影響及びその低減方法 ③周辺環境への配慮及び管理方法	25
○危機管理の基本方針	①危機管理に対する基本的な考え方。 ②危機管理における具体的な対処方法。	30
◆運転管理業務に関する提案		200
○運転管理計画の基本的事項	①要求水準書に示す想定水量、契約基準等をもとにした施設運転の概要 ②性能・要件を満たすための施設運転の手法	60
○業務実施体制	①本社並びに再委託を含めた業務実施体制の明確化 ②委託者側、受託者側の責任範囲及び責任分担の具体的な記載	30
○人員配置計画	①要求水準書に基づく運転管理を実施するための人員配置体制 ②浄化センターに配置する人員の資格要件並びに法定資格者配置計画 ③人材に対する考え方	40
○異常時・緊急時の体制及び技術的支援体制	①管理施設での異常時・緊急時における体制及びその対応方法 ②管理施設での災害に対する体制 ③緊急事態発生時の社内における技術的支援体制、社員教育の実施計画	70

◆保守点検業務に関する提案		120
○保守点検業務の基本事項	①機器の性能を維持するための保守点検業務の基本的な考え方 ②保守点検業務の分類、実施頻度及び内容	70
○保守点検の実施方法	①日常点検、定期点検等の具体的手法 ②交換部品の責任範囲の明確化及び簡易故障修理の基本的な考え方	50
◆その他の事項		80
○コスト縮減対策の方針	①光熱水費を削減するための省エネルギー対策の実施方法 ②水処理、汚泥処理用薬品の具体的な削減対策	60
○ユーティリティの調達及び管理の方法	①薬品の調達方法及びその管理方法の具体的手法	20
◆技術提案全般に関する評価	①技術提案全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の相違・矛盾等がないこと ②全ての項目について具体的な提案がなされており、その内容が要求水準書に添ったものであること ③技術提案内容に実現性があるか	25
◆見積金額評価	4 見積金額評価の算出例による	100

2 評価点の算出方法

図－2 に示す評価により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

3 審査方法

下記に掲げる技術評価の方法により、各委員が採用した得点と価格評価による得点を合計し、合計得点の最も高い者を特定受託候補者とする。

(1) 技術評価の方法

提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションの結果により、各委員が評価項目ごとに評価する。

(2) 技術評価の失格扱い

①全委員の技術評価点の平均が 285 点（技術評価 570 点満点の 5 割）に満たない事業者は、要求水準を満たさない者と判断し失格する。

②技術評価項目のうち、同一項目で 1 つでも全委員の評価が配点の 2 割未満の時は失格とする。

(3) 合計得点が同点となった場合の取扱い

見積金額の低い者を特定受託候補者とする。見積金額が同額であった場合は、「保守点検業務に関する提案」の点数が高い者とする。また、その点数も同点であった場合は、くじにて特定受託候補者を決定する。

4 見積金額評価

①企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が契約上限価格を超える者は、要求基準を満たさない者と判断し失格とする。

②参加者の得点は、下記の式により最低価格との比率をもって小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点以下第 1 位まで求める。

$$\text{見積金額評価点} = \text{配点 (100 点)} \times \text{最安価見積額} \div \text{当該参加者の見積額}$$

(算出例) A 社：価格 8 億円（最低価格）

⇒ 価格評価点 = 100.0 点

B 社：価格 9 億円

⇒ 価格評価点 = $100.0 \text{ 点} \times 8 \text{ 億円} \div 9 \text{ 億円} = 88.9 \text{ 点}$